

流通業者の皆様へ

米トレーサビリティ法とは

カビ米などの問題が発生した際に、流通ルートをややかに特定できるように、

- 『米穀等の取引等の記録を作成・保存すること』(H22.10.1～)
- 『産地情報を取引先や消費者に促進すること』(H23.7.1～) が義務付けられました。

法律の対象となる品目は次のものです

米穀(もみ、玄米、精米、砕米)、米粉等の中間原材料、米菓生地、
米飯類、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

流通業者の皆様がしなければならないこと

1. 入出荷伝票を作成し、3年間保存してください 平成22年10月から始まっています。

入出荷伝票に記載する項目

- ① 品名(通常用いている名称)
- ② 産地(「国産」、「〇〇県産」等)
- ③ 数量
- ④ 年月日(搬出入した日)
(困難な場合は、受発注日等)
- ⑤ 搬出入した場所
(その場所が特定できる名称及び所在地)
- ⑥ 取引先名(取引先の氏名又は名称)
- ⑦ 用途
(用途限定米穀は、その用途)

〈入荷伝票の例〉

納品書						④ 納品日 平成 年 月 日
⑤ 岐阜県岐阜市〇〇1-1 (株)〇〇市場 様		搬入場所が、左記と異なる場合は、伝票の空欄に搬入場所を自書してください。		⑤ 搬入場所 岐阜県岐阜市〇〇2-2		
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。						
商品名	数量	単価	金額	用途限定		
② 国産 コシヒカリ(10kg)	5	3,000	15,000			
国産 コシヒカリ(5kg)	③ 5	2,000	10,000			
国産 加工用米(100kg)	5	1,000	5,000	加	⑦	
計	15		30,000			
消費税			1,500			
合計			31,500			
岐阜県岐阜市〇〇3-3 ⑥ 岐阜 太郎						

〈出荷伝票の例〉

納品書(控)						④ 納品日 平成 年 月 日
岐阜県岐阜市〇〇4-4 (株)〇〇スーパー 様		⑥				
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。						
商品名	数量	単価	金額	用途限定		
② 国産 コシヒカリ(10kg)	2	3,300	6,600			
国産 コシヒカリ(5kg)	③ 2	2,200	4,400			
国産 加工用米(100kg)	1	1,100	1,100	加	⑦	
計	5		12,100			
消費税			605			
合計			12,705			
⑤ 搬出場所 岐阜県岐阜市〇〇2-2		搬出場所が、右記と異なる場合は、伝票の空欄に搬出場所を自書してください。		岐阜県岐阜市〇〇1-1 (株)〇〇市場 ⑤		

※「取引等の記録の作成・保存の義務」は、取引に使用した伝票を保存することで、義務を果たしたことになります。
※記録は、対象品目を取引、事業所間移動、廃棄を行った場合に、作成、保存しなければなりません。
※記録は、伝票以外でもかまいません。他の記録の作成方法については、「お問い合わせ先」へご連絡ください。

裏面もご覧ください

流通業者の皆様がしなければならないこと

2. 取引先業者に産地を伝達してください

平成23年7月から始まります。

「取引先業者」に産地を伝達する方法

方法① 出荷伝票に産地を記載する。

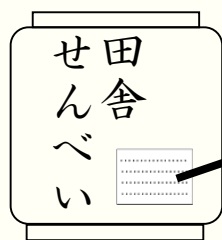
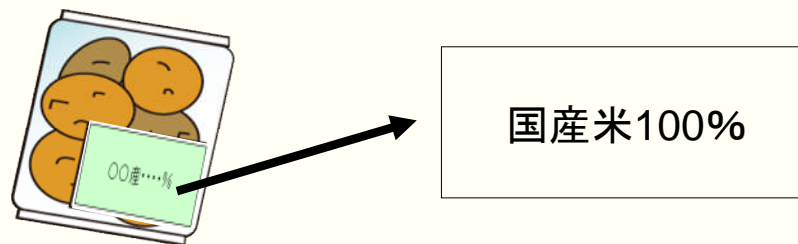
※伝票以外に、納品書、規格書等でもかまいません。



方法② 容器・包装に産地が記載された商品を、そのまま販売する。

※下記のように、納入した一般消費者販売用商品の容器・包装に記載されている場合には、そのまま商品を販売すれば、取引先業者に産地を伝達したことになります。この場合には、伝票により産地を伝達する必要はありません。

※米穀、米粉等の中間原材料、米菓生地、米こうじは、商品に産地の記載があっても、方法①により、産地を伝達しなければなりません。



名称	米菓
原材料名	うるち米(国産)、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存して下さい。
製造者	〇〇製菓(株) 岐阜県〇〇市〇〇町1-1

違反した場合は、罰せられることがあります。
不明な点は以下へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **岐阜県健康福祉部** **生活衛生課** **TEL:058-272-8284**
〇〇保健所 **生活衛生担当** **TEL:058-**

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法

検索

